

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等では

保険証（またはマイナ保険証）があれば

限度額適用認定証等の準備は**不要**です

限度額適用認定証って何？

窓口での支払いが高額になる場合に、所得に応じた限度額までの支払いにするために医療機関等に提示する認定証のことです。

※「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」を指します。

オンライン資格確認システムとは？

医療機関等の窓口で保険証の記号番号またはマイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）により、オンラインで資格情報を確認する仕組みです。

限度額適用認定証等は不要なの？

システム導入以前は

医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめるためには、事前に申請し限度額適用認定証等の準備が必要でした。



令和6年6月現在
システム導入約**91%**

オンライン資格確認システムを導入した医療機関等では

限度額適用認定証等がなくても
窓口での支払いが**自己負担限度額までとなります。**

※ オンライン資格確認システムに未対応の医療機関等では限度額認定証等を準備する必要があります。

医療機関等の窓口で限度額情報を利用するには…

オンライン資格確認システムを導入している医療機関等の窓口で、限度額適用認定証情報の利用に口頭または画面操作で「同意」することで、限度額適用認定証等の準備が不要となります。

保険証※を提示して
**「オンライン資格確認システムで限度額情報を
利用してほしい」と申し出る**

※ 保険証廃止後は「資格確認書」

または

マイナ保険証を使用して
「マイナンバーカードリーダー」の画面で
「限度額情報を提供する」を選択する

- ◇ 医療機関等の窓口で「限度額情報」を利用できる場合は、限度額適用認定申請が不要となります。
- ◇ マイナンバーが中建国保に未登録の場合等、医療機関等において資格確認ができないことがあります。
- ◇ 過去12カ月の入院日数が90日を超える非課税世帯の人が、入院時の食事療養費の減額を受ける場合は、別途申請手続きが必要です。

詳しくは所属の支部・出張所にお問い合わせください。